

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、市役所などの行政機関のほか、学校や博物館や体育施設などの教育文化施設、病院等の医療施設などが集積している。しかし、これらの施設の中には、老朽化が進んでいるものも少なくないことから、今後、安心して暮らせるような環境整備が必要とされる。また、今後中心市街地への居住の推進を積極的に推進するためには、子育てを行いやすい環境の整備など、快適な居住環境を実現するための都市福利施設の充実が求められる。

(2) 取り組みの内容

本計画が目標として掲げる「多様な主体が持続的に住みたくなるコンパクトで暮らしやすい生活環境を備えたまち」を実現するため、小学校の耐震補強など地域コミュニティの拠点となる施設の安全性向上を図るほか、打吹公園の整備など生活環境の充実を図る文化施設の整備推進、子育て支援の拠点となる施設の整備など、子育てをしやすい環境の整備もあわせて行っていく。また、歴史的な環境を活かした観光を振興していく観点から、文化財の維持管理や活用についても積極的に推進する。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： パークスクエア・バス通り沿線地区暮らしにぎわい再生事業 内容： 新設する鳥取県立美術館に併設して、各種交流イベント等に活用できるホールやギャラリーなどの施設整備を行う。 実施期間： 平成 31～35 年度	鳥取県	倉吉市の中心市街地に位置し、倉吉未来中心、倉吉市立図書館、生涯学習センター、二十世紀梨記念館などの文化施設が集積する本地区に新たな交流の核となる施設として、各種交流イベント等に活用できるホールやギャラリー等を整備する。地域住民の相互交流を促進することで魅力的で賑わいと活気があふれる地域環境の形成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業) 実施期間： 平成 31 年度 ～35 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 打吹公園整備事業</p> <p>内容： 体育施設（庭球場、野球場など）の改修、体験学習施設の改修を行う。</p> <p>実施期間： 平成 23～32 年度</p>	倉吉市	公園施設の改修等を行うことにより、利用者が安全に安心して利用できる憩いの場を提供し、居住人口の増加、交流人口の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金 （都市公園・緑地等事業）</p> <p>実施期間： 平成 23～32 年度</p>	
<p>事業名： 倉吉淀屋活用事業</p> <p>内容： 倉吉淀屋付属屋の修理・復原、修繕、トイレなどの施設整備を行う。</p> <p>実施期間： 平成 27～30 年度</p>	倉吉市	倉吉市の観光拠点である打吹地区の有する歴史的観光資源を健全に維持するために、施設の修復及び観光施設としての機能強化を行い、施設利用者、観光客の利便性の向上、および観光施設としての魅力向上を図る。また、立地特性を活かし、中心拠点としてのエリア全体への面的な魅力向上を図る。観光拠点としての魅力向上やエリアの中心という立地特性を活かした周辺への面的な波及効果のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>実施期間： 平成 27 年度～30 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 成徳小学校耐震補強事業</p> <p>内容： 既存校舎（教室棟）の改築。解体工事および監理業務、新校舎完成までの仮設校舎の設置とその周辺整備工事に係る事業を行い、児童生徒及び地域の避難場所の安全確保のため、学校施設耐震化の早期完了を図る</p> <p>実施期間： 平成 27～28 年度</p>	倉吉市	安全・安心な学校環境整備を行うことで、子育て親子が住みたくなる環境を形成し、居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置： 学校施設環境改善交付金</p> <p>実施期間： 平成 27 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 防災拠点整備事業</p> <p>内容： 老人センター跡地に防災拠点機能を整備し、物資の備蓄、大規模災害時の支援物資置場、支援隊等車両待機場、地域の緊急避難場所等に活用する。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>安全・安心なまちづくりのため、地域における防災において、大きな役割を果たす市役所の近隣に、防災拠点機能を整備し、居住環境の整備と市民の居住満足度の向上のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 県指定文化財維持管理事業</p> <p>内容： 県指定保護文化財建造物及び県指定名勝(庭)をもつ桑田家及び高田家の維持保全、メンテナンスを行う。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	<p>県指定文化財保有者</p>	<p>倉吉市打吹玉川伝建群内でも核となる県指定保護文化財建造物及び県指定名勝(庭)である桑田家及び高田家は建築後 100 年以上が経過していることから、維持保全、メンテナンスを行うことにより、観光拠点としての魅力向上 エリアの中心という立地特性を活かした周辺への面的な波及効果のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	
<p>事業名： 地域子育て支援拠点事業(利用者支援事業)</p> <p>内容： 地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じて相談・助言等を行う施設を設置、また、関係機関との連絡調整を実施し、子育て世帯が集まりやすい拠点整備の検討を行う。</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>子育て支援施設や子育て世代が集まりやすい拠点の整備等、子育て世代が住みたくなる環境の整備により、居住人口の増加、定住化のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 子ども・子育て支援交付金(国庫交付金 1/3)鳥取県子ども・子育て交付金(県交付金 1/3)を検討</p> <p>実施期間： 平成 27～31 年度</p>	

<p>事業名： 鳥取県立美術館整備推進事業</p> <p>内容： 倉吉市営ラグビー場跡地に、鳥取県立美術館を整備する。</p> <p>実施期間： 平成31～35年度 鳥取県</p>	<p>鳥取県</p>	<p>鳥取県の中心に位置する倉吉市に、鳥取県民全体が集まれる「広場」としての機能を持つ鳥取県立美術館を整備する。「まちをつくる」を主要なコンセプトの一つとし、周辺施設と一体となったイベントの開催や周辺観光地との周遊を促進する施設を整備する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
--	------------	--	--	--